

平成21年度 発注者支援業務説明会での質疑応答

日時：平成20年12月 8日(月) 11:00～

場所：広島合同庁舎1号館付属棟2階大会議室

質疑応答

Q1 企業における対象業務について

配布資料 - 2の3ページめの「平成21年度発注予定の主な業務における標準的な応募要件(案)」発注者支援等の契約方式の企業実績の欄の中に記載されている対象業務の中で「CM業務」と「PFI事業における技術アドバイザリー業務」は主な業務類型の中ではどれにあてはまるのか。業務類型には、積算技術、工事管理、品質検査、技術審査とあり、そのなかでどちらの業務にはいるのか？

の「CM業務」との「PFI事業における技術アドバイザリー業務」は、発注者支援業務の積算技術、工事管理、品質検査、技術審査のすべての業務で対象になります。たとえば、積算技術業務の発注案件があると、これの企業の実績としては、CM業務もしくはPFI事業のアドバイザリー業務を実施した実績があれば企業の実績としては認めます。

Q2 辞退の方法及びタイミングについて

発注ロットの縮小の件で、一日に何件か公告が出されるが、ひとを何人も雇えないので、ダブって何件も応募を出す場合があると思うが、管理技術者や担当技術者の同じ者を複数の業務に応募した場合で同時に2つの業務で特定を受けた場合、担当技術者が両方の業務を実施することが出来ないので1物件は契約できない状況となる。この場合、特定後の辞退をした場合、指名停止の措置になるのか。

会社としては1件分の技術者の配置しかできない場合で、当日2件の特定がある場合、どの時点で辞退できるのか。

当日2件続けて特定された場合、特定される時間がわからないため、辞退するタイミングがわからない。

管理技術者については、専任制を求めているので複数の案件について応募されても問題はありせん。

担当技術者については、仮に一つめの業務を受注されて2つめには配置できないのであれば、2件目については、特定・入札をされる前に辞退をお願いします。特定された後又は開札後の辞退ですと、指名停止の措置を行う可能性があります。

総合評価落札方式においては、同じ入札日の場合、同じ時間に同じ事務所で行うことはありません。

プロポーザル方式については、通知があった時点で次の業務の辞退をお願いしたい。特定された後又は開札後の辞退ですと、指名停止の措置を行う可能性があります。

詳しくは公示・公告を確認のうえ対応をお願いします。
公示・公告については4つに分けて実施する予定です。

Q 3 他の業務の受注制限

平成20年4月に発注された支援業務では、そのとき受注した業者は事務所に対し他の業務には受注できないという制約があったが、今回も同様な制限がかかるのか。

本業務の受注以降の受注した事務所における他の業務の入札への参加がどうかについては、各業務によって、条件が違います。例えば工事の積算業務であれば、事務所における工事の受注はできません。

他の業務においても、各業務の内容により中立性が保たれにくいものについては制限がつくものがあります。

具体的には下記を原則としていますが、個別の内容については、公示文等で確認してください。

(参加資格要件)

- 【発注工事に関する支援業務の場合(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理業務)】
 - ・業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者(下請けを含む)及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の入札に参加できない。
- 【発注業務に関する支援業務の場合(技術支援業務)】
 - ・業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当課(及び担当技術員を配置する課)発注業務に参加している者(下請けを含む)及びその受注者と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の入札に参加できない。
- 【河川許認可業務に関する支援業務の場合】
 - ・業務対象河川内の占用業者等と資本若しくは人事面等において関連がある者でないこと。
- 【道路許認可業務に関する支援業務の場合】
 - ・本業務に関する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。

(受注者に対する事後制限)

【工事に関する支援業務の場合(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理業務)】

・本業務を受注した者又は本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、平成21年度の当該事務所発注工事への参加等(下請け等を含む)できない。

【業務に関する支援業務の場合(技術支援業務)】

・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、平成21年度の当該業務発注担当課(及び担当技術者を配置する課)発注業務の入札への参加等(下請け等を含む)はできない。

Q 4 発注のロット

発注ロットの縮小は業務によって違いはあると思うが、どのくらいの規模になるのか。また、公物管理で巡回業務の場合は、出張所単位になるのか。

発注ロットについては現在、発注見通しの公表について準備中のため詳細な件数は申し上げにくい。

詳細は発注見通しを近々公表したいと思いますので、そちらで確認をしてください。

ちなみに20年度と同様な業務で、全体として業務の発注件数は300件弱くらいのロットになる予定。ちなみに20年度は160～170件です。

発注のロットについては、各事務所等によりいろんなパターンになると思います。

Q 5 総合評価落札方式について

総合評価落札方式で発注が予定されているとおもいますが、価格点と技術点はどのくらいの比率となるのか。

業務の種類によって、1対1から1対3の割合で実施していく予定です。詳しくは公示文及び入札説明書に記載しますので確認してください。

Q 6 恒常的な雇用関係について

管理技術者の雇用関係の条件は参加表明の提出日または契約締結までに直接的な雇用関係ができればよいということですが、担当技術者についての雇用関係の要件は？

担当技術者の雇用の関係の要件をつける予定はない。
資格としては、業務実施上必要なものがあるので要件を設ける。

Q 7 業務の実施場所

積算技術業務に関しては業務内容から事務所に在庁でなく、各受注者に持ち帰って対応出来る。

平成21年度の積算技術業務に関しても持ち帰り方式となるのか？

積算技術業務については、持ち帰りで実施する予定であるが、一部の積算技術業務については在庁方式としているものがある。

基本的には、持ち帰りで業務ができるよう考えている。

注) 印は説明会以外に追加した回答事項となっています。